

南部大阪都市計画高度地区の変更（高石市決定）

都市計画高度地区を次のように変更する。

種類	面積	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備考
高度地区 (第2種)	約 374ha	建築物の各部分の高さは、当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.6 を乗じて得たものに 10 メートルを加えたものの以下とする。	
合 計	約 374ha		

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理由

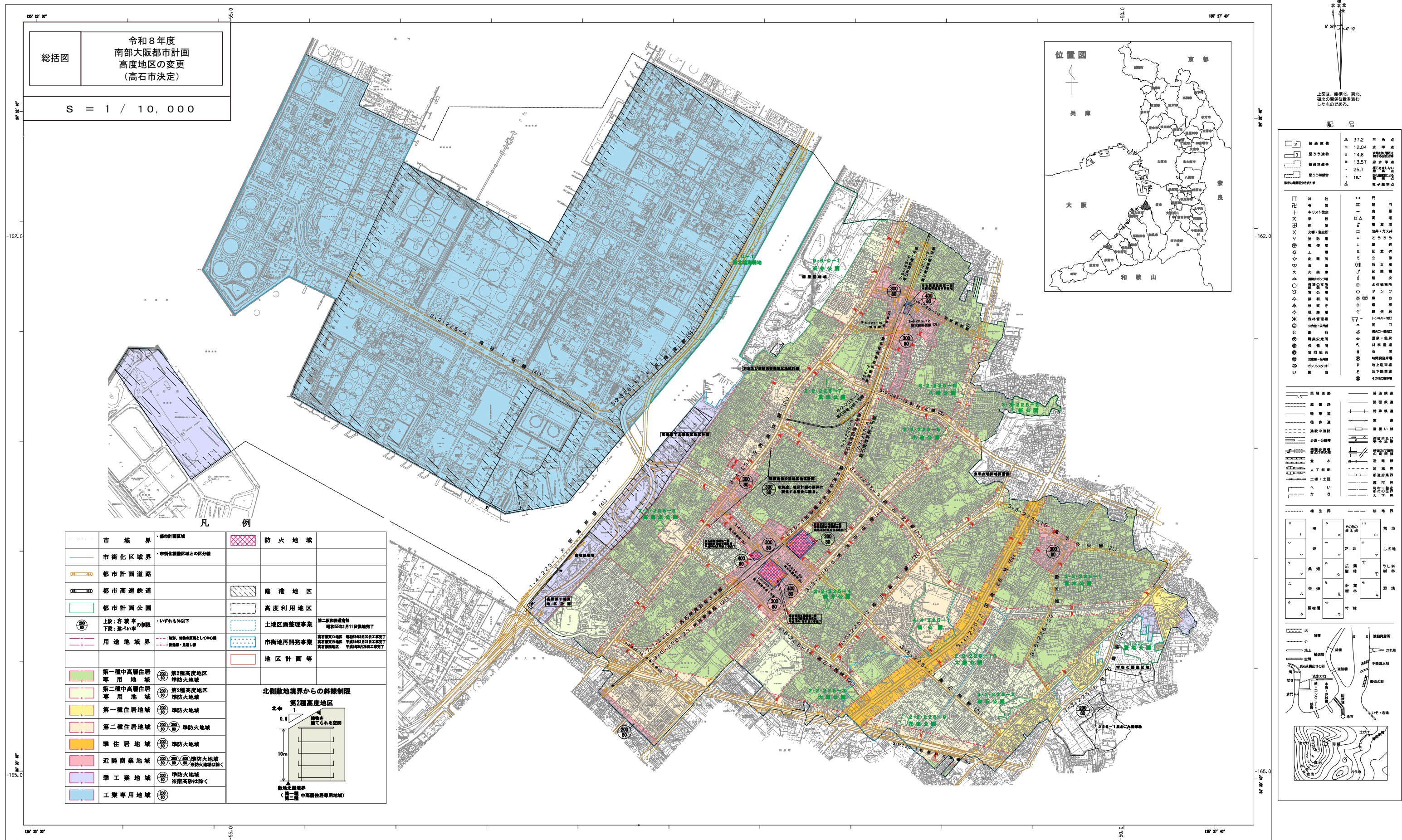
【南海本線側道および南海中央線の沿道地区】

本市では、北側斜線制限を適用することにより建築物の形態を適切に誘導し、良好な居住環境を創出するため、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域を対象に、高度地区（第２種）を指定しています。

当該地域は本市都市計画マスタープラン（令和４年３月）において、「複合住宅ゾーン」に位置付けられており、「都市計画道路の整備状況に合わせて、店舗や住宅等が調和した複合型の都市型住宅地の形成を誘導する」、「現在整備が進められている（都）南海中央線の沿道および南海本線・高師浜線連続立体交差事業の沿線においては、事業が完了した地区から地域・地区の指定緩和を進める」とされています。

このため、都市計画マスタープランに基づき、第一種中高層住居専用地域から第二種住居地域への変更を行うのに併せて、高度地区（第２種）を変更（縮小）します。

南部大阪都市計画（高石市）地域地区図



平成 28 年 12 月編集 本図は、平成 27 年 3 月修正の高石市地形図DMデータ（1：2,500）を基に編集したものである。

※この地図は、都市計画の概要をあらわしたものですから、詳細については縦覧図で確認して下さい。

高石市



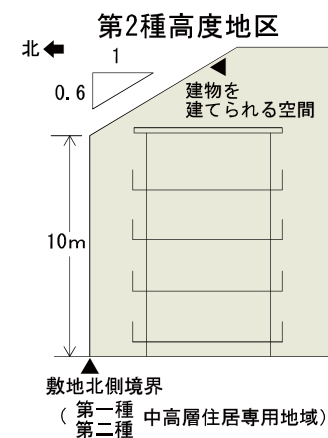
計画図
(1/2)

令和8年度
南部大阪都市計画
高度地区の変更
(高石市決定)

南海本線側道沿道地区1
南海本線側道沿道地区2
南海本線側道沿道地区3
南海中央線沿道地区1
南海中央線沿道地区2

S = 1 / 2, 500

北側敷地境界からの斜線制限



凡 例

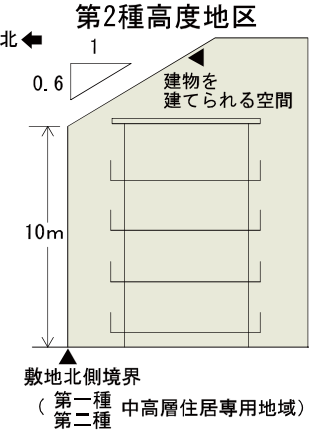


高度地区（第2種）区域

計画図 (2/2)	令和8年度 南部大阪都市計画 高度地区の変更 (高石市決定)
	南海本線側道沿道地区3 南海本線側道沿道地区4

S = 1 / 2, 500

北側敷地境界からの斜線制限



凡 例	
	高度地区（第2種）区域